

きらい

リフォームローン

- 簡単
- 便利
- スピーディー
- 既リフォームローンのお借換にもご利用になれます。
- 保証料込
- 無担保

栃木市(西方町除く)・壬生町で
リフォームをご検討のお客様へ

令和7年6月30日までにお申込、かつ令和7年12月31日までにお借入する場合に適用されます。
なお、金利情勢等の変化により月中に金利を見直しさせていただく場合がございます。



当初3年固定 年**1.85%**

<店頭基準金利5.15%から年3.30%引下げ>

当初5年固定 年**1.95%**

<店頭基準金利5.40%から年3.45%引下げ>

当初10年固定 年**2.10%**

<店頭基準金利5.80%から年3.70%引下げ>

【店頭基準金利 R7.4.1現在】

適用期間終了後もその時点の
店頭基準金利から『ず~っと』

年**2.40%**
引下げ

※当初固定金利型は、お申込時か実行時の金利の
いずれか低い方の金利が適用となります。

変動金利型

店頭基準金利より 年**2.65%**

『ず~っと』引下げ

※変動金利型は、実行時の金利が
適用となります。

年**2.025%**

【店頭基準金利：4.675%】 記載の店頭基準金利は令和7年4月1日現在のものです。

条件
1

<金利軽減条件>条件1または条件2該当で適用 ◆2項目以上を満たす場合

- ①生活費振込口座(農畜産物販売代金・給与・公的年金)
- ②公共料金等1種以上の自動振替契約
- ③JAカード(クレジット)の契約
- ④JAネットバンクの契約
- ⑤投資信託口座開設
- ※①、②については申込者・配偶者・同居家族契約 可
- ※①に関しては該当人数=該当項目数とする
- ※③については申込者・配偶者契約 可

条件2

◆当JAにて住宅関連資金を契約中の方

お問い合わせ先 下野農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登録)第545号

金融共済部 融資・資金課
0282(24)1084

栃木駅前支店
0282(20)8821

栃木東支店
0282(27)2525

栃木西支店
0282(31)1794

都賀支店
0282(27)5611

壬生支店
0282(82)1111

大平支店
0282(43)2344

藤岡支店
0282(62)4333

岩舟支店
0282(55)3333

リフォームローン（一般型C）商品概要説明書

令和7年4月1日現在

ご利用 いただけ る方	<p>○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 ○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金、②お借換えに伴う諸費用、③お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用）については資金使途に含めることができるものとします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電システム等）。※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む ⑦耐震改修工事費。⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。⑩その他住宅本体以外のもの。</p>
借入金額	○10万円以上1,500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上15年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。 なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日まで基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまではご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は所定の事務手数料がかかります。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は所定の条件変更手数料がかかります。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は所定の事務手数料がかかります。</p>
苦情処理 措置およ び紛争解 決措置の 内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0282-24-1184）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○希望により団体信用生命共済に申込することができます。ただし加入内容に応じて加算金利が発生いたします。加算利率についてはお問い合わせください。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>